

## 旭川市定期の予防接種に係る接種費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）について、本市以外において定期接種を受ける際に保護者が負担する予防接種に要する費用（以下「接種費用」という。）の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、接種日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、次のいずれかの事由により、本市以外で定期接種を受けた者の保護者等、事前に本市から予防接種実施依頼書の交付を受けた者とする。

- (1) 保護者の里帰り出産等により、本市以外の自治体に滞在している又はしていた者
- (2) 本市以外の医療機関に入院又は施設に入所している若しくはしていた者
- (3) 保護者の離婚調停中等の事由により、本市以外の自治体に事実上居住している又はしていた者
- (4) その他市長がやむを得ない特別の事由があると認める者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象者が接種費用として実際に負担した額とする。

ただし、接種日の属する年度における本市と一般社団法人旭川市医師会とで別途契約している定期接種に係る予防接種の種類ごとの委託契約単価を上限額とする。

また、予防接種の種類ごとの接種費用が算定できない場合にあっては、予防接種した種類の委託契約単価の合計額を上限額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、接種日の属する年度の末日までに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 予防接種費用補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 接種費用に関する領収書等
- (3) 母子健康手帳の写、予防接種済証の写、予防接種予診票兼接種券【旭川市提出用】のいずれか1点
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号の書類は原本の提出を原則とするが、申請者から申出があった場合は、補助金の交付決定の後、写しを取った上で原本を返送することも可能とする。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を行うか否かを決定するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を行うことを決定したときは、速やかに補助金の交付額を確定し、予防接種費用補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付を行わないことを決定したときは、予防接種

費用補助金交付不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。  
（補助金の請求）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合、通知を受けた日の属する年度の末日までに請求書（様式第4号）により市長に補助金の請求を行うものとする。  
（交付の時期）

第8条 補助金の交付は、前条の規定による請求があった後に行うものとする。  
（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第6条第1項の規定による通知を受けた場合、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあるときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、その効力を失う。  
（決定の取消し）

第10条 市長は、虚偽その他不正の行為により補助金の交付の決定を受けたものがあるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の交付後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その理由を付して予防接種費用補助金交付取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。  
（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に交付が行われている時は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。  
（関係書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。  
（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。